

## 砂沼サンビーチ「入口前広場」物産販売等の基準

### 1. 目的

砂沼サンビーチプール開園期間において、来場者にPRを兼ねて物産品等を販売することにより、地域の活性化及び経済的効果を図る。

### 2. 方法

サンビーチプール入口の事務所前スペースを活用し、来場者の往来に支障のない範囲で行う。また、屋根の無い部分を使用するため、テント等(移動販売車は不可)、必要な施設は出店者が準備するものとする。

### 3. 対象

- (1) 出店者は、団体または個人の事業者を対象とし、暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者を除く。
- (2) 販売品等の種類や販売価格については、プール内外の種類や価格を考慮の上決定し、サンビーチの不利益にならないようにする。
- (3) 食中毒の防止対策が確保できる者とする。

### 4. 料金

- (1) 占用利用料は平日1㎡当り100円、土曜・日曜・祝日・お盆期間は1㎡当り200円とする。また、出店料は売上額の15パーセント(砂沼サンビーチ協力会に準じる)とする。
- (2) 電気使用料は1日当りの消費電力量を推定した概算料金を支払うものとする。
- (3) プール開園期間中で業種に関係なく一律2万円のゴミ処理費を負担するものとする。

### 5. その他

- (1) 出店者は原則、プール開園期間を通して開店し、午前11時までには必ず開店すること。なお許可を受けた利用期間・利用時間をみだりに変更することはできない。やむなく停止または変更等をする場合は、3日前までに砂沼サンビーチ管理事務所に申し出ること。ただし、お盆期間等、入場者が混雑するときは、利用期間・利用時間を制限する場合がある。
- (2) 出店に伴う保健所等関係機関への届出は、出店者が責任をもって行うものとする。
- (3) 駐車場については、出店者が自ら用意するものとする。
- (4) 使用できる電気容量については制限する場合がある。
- (5) 申込多数の場合は、市内事業者を優先とし、その他については厳正なる抽選を行うこととする。